

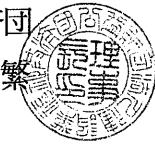
建福共第 3-126 号
令和 4 年 1 月 21 日

都道府県建設業協会

会長 各位

公益財団法人 建設業福祉共済団

理事長 茂木 繁



契約者割戻金制度の導入について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

建設共済保険の普及促進につきましては、かねてより格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 4 年 1 月 18 日付で厚生労働省及び国土交通省の認可を得て、令和 4 年 4 月 1 日より建設共済保険事業に「契約者割戻金制度」を導入する運びとなりました。

当団は、平成 25 年 4 月に厚生労働省及び国土交通省から特定保険業の認可を取得すると同時に、内閣府の認定を受けて保険事業ほか 2 事業を公益目的事業として運営する公益財団法人に移行いたしました。それ以降、公益法人に課せられた「収支相償の原則」を遵守するため、毎年の決算において公益目的事業の経常収支をゼロないしは赤字とすること、仮に剩余金が生じた場合には速やかに公益目的事業の拡充等に計画的に剩余金を費消することを内閣府から求められることとなり、平成 28 年度には保険事業に相関連する公益目的事業として「労働安全衛生推進事業」を新たに立ち上げ、労働安全衛生用品の頒布などご契約者への還元を行って参りました。

保険事業では、健全性を維持しながらも極力剩余金を発生させない収支構造を目指して、平成 27 年度の無事故割引率の拡大や平成 28 年度及び令和 3 年 10 月の掛金に占める保険料割合の縮小など制度改定を隨時実施するとともに、剩余金の一部を活用して保険金支払いの財政基盤の強化のため、万が一の集積リスクへの備えである「異常危険準備金」に積み増しを行ってきた結果、令和 2 年度決算時点ではほぼ法定の上限額まで積み上げることができました。

このように保険事業の健全性を維持しつつ、保険契約者の保護に資する財政基盤の強化を図るなかで過去の剩余金の対処等を行ってきたものの、黒字基調を前提とする保険事業の性質上今後も剩余金が発生することは必定であるため、保険事業の健全な運営を行いながらも「収支相償の原則」を恒久的に満たす仕組みとして、今般、毎年の決算における経常収支の剩余金を原資とし、毎年の決算終了後の一定時期に対象となる契約者に割戻金を支払う「契約者割戻金制度」を令和 4 年 4 月から導入することいたしました。なお、収支相償を満たすため令和 2 年度及び令和 3 年度の剩余金に対しても対処する必要があることから、経過措置を設けて令和 2 年度まで遡及し年度毎に同割戻金制度を適用することいたします。

つきましては、別紙「契約者割戻金制度について 概要説明資料 3枚」とおり、契約者割戻金制度の概要をまとめましたのでご高覧賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会役員会等においてリモートによる対応を含め説明機会が得られるようご配慮いただければ幸いに存じます。

ご契約者の皆様には、別紙「契約者割戻金制度の導入について」を今月 26 日に送付して周知いたしますが、それ以降も契約更新の機会などを捉えて丁寧にご説明申し上げる所存です。

今後ともご契約者と業界の発展をモットーに建設共済保険の普及促進に邁進して参りますので、引き続き皆さま方のご支援ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

○契約者割戻金制度について

概要説明資料

当財団の実施する建設共済保険は、令和4年度から決算日（3月31日）において有効に成立している保険契約を対象とした契約者割戻金制度を導入します（割戻金のお支払いは同年度決算終了後の令和5年度からになります）。

契約者割戻金制度とは、毎年の保険事業の決算〔お振り込みいただいた掛金全体のうち保険料相当分にあたる82%（契約開始日が令和3年9月30日以前の場合は85%）〕において経常収支の剩余金が発生した場合に、その全額を原資として主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した金額をご契約者様に割り戻す制度であり、割戻金が支払われることにより掛金の負担が軽減されます。

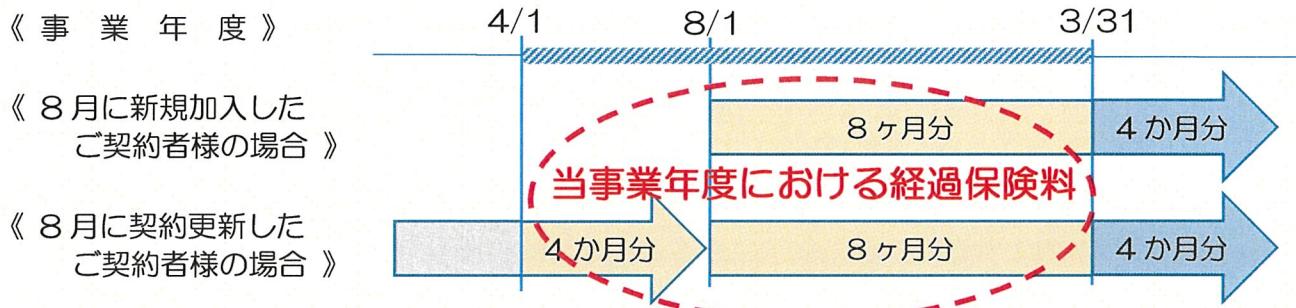
なお、経過措置として令和2年度および令和3年度の決算に対してもそれぞれ同制度を遡及して適用し、対象となるご契約者様には令和4年度分とあわせて令和5年度に一括してお支払いします。

〔契約者割戻金の算出イメージ〕

$$\text{お振込いただいた掛金のうち保険事業相当分 (契約者割戻基準保険料) \times \text{契約者割戻率} \text{ [注2]} = \text{契約者割戻金} \text{ [注3]}$$

注1：契約者割戻金の基準となる保険料（契約者割戻基準保険料）は、契約者割戻金を支払う保険契約の当事業年度における経過保険料（当事業年度中の保険期間に対応する保険料とし、事業年度を跨る保険料については事業年度ごとの保険料を区分して算出）になります。

〔当財団の事業年度は4月1日から3月31日〕

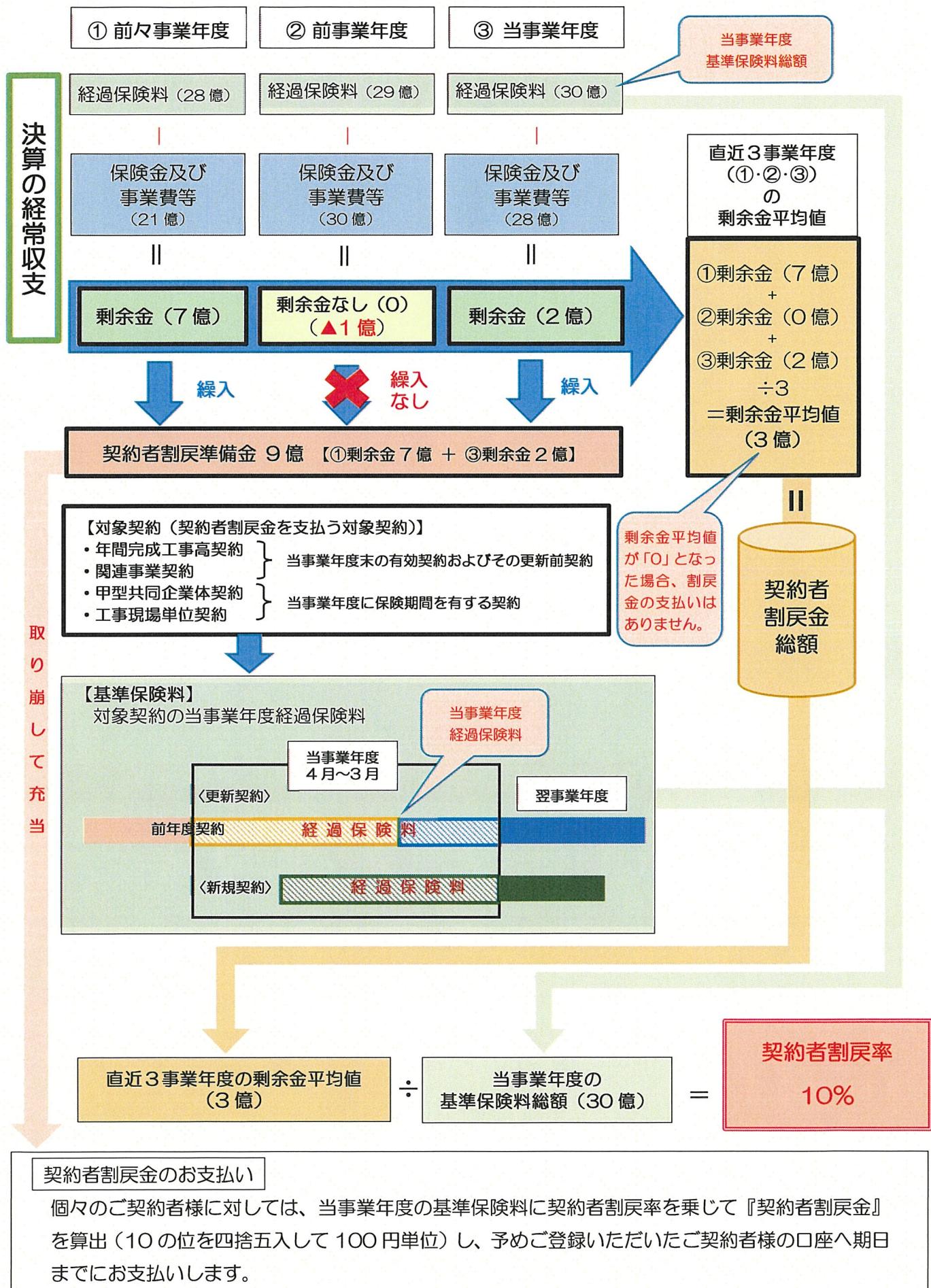


注2：契約者割戻金の原資となる剩余金は、年度間の衡平性と制度の安定性を確保するため、当事業年度を含む過去3カ年の平均値を用いて延べ払いされることになりますが、この平均値を当事業年度における契約者割戻基準保険料の総額で除した値が契約者割戻率になります。

注3：契約者割戻基準保険料に割戻率を乗じた値（10の位を四捨五入して100円単位）が個々のご契約者様にお支払いする契約者割戻金になります。

ただし、契約者割戻率が0（剩余金が3年連続して0）となった年度分の割戻金はありません。また、契約者割戻金の額が100円に満たないご契約者様、当事業年度の決算日（3月31日）において保険契約が有効に成立していないご契約者様には支払いはありません。なお、契約者割戻金は、年間完工工事高契約および関連事業契約にあっては、翌事業年度の9月末日までに、甲型共同企業体契約にあっては、共同企業体契約の保険料の精算日が属する事業年度の翌事業年度の9月末日までにお支払いします。

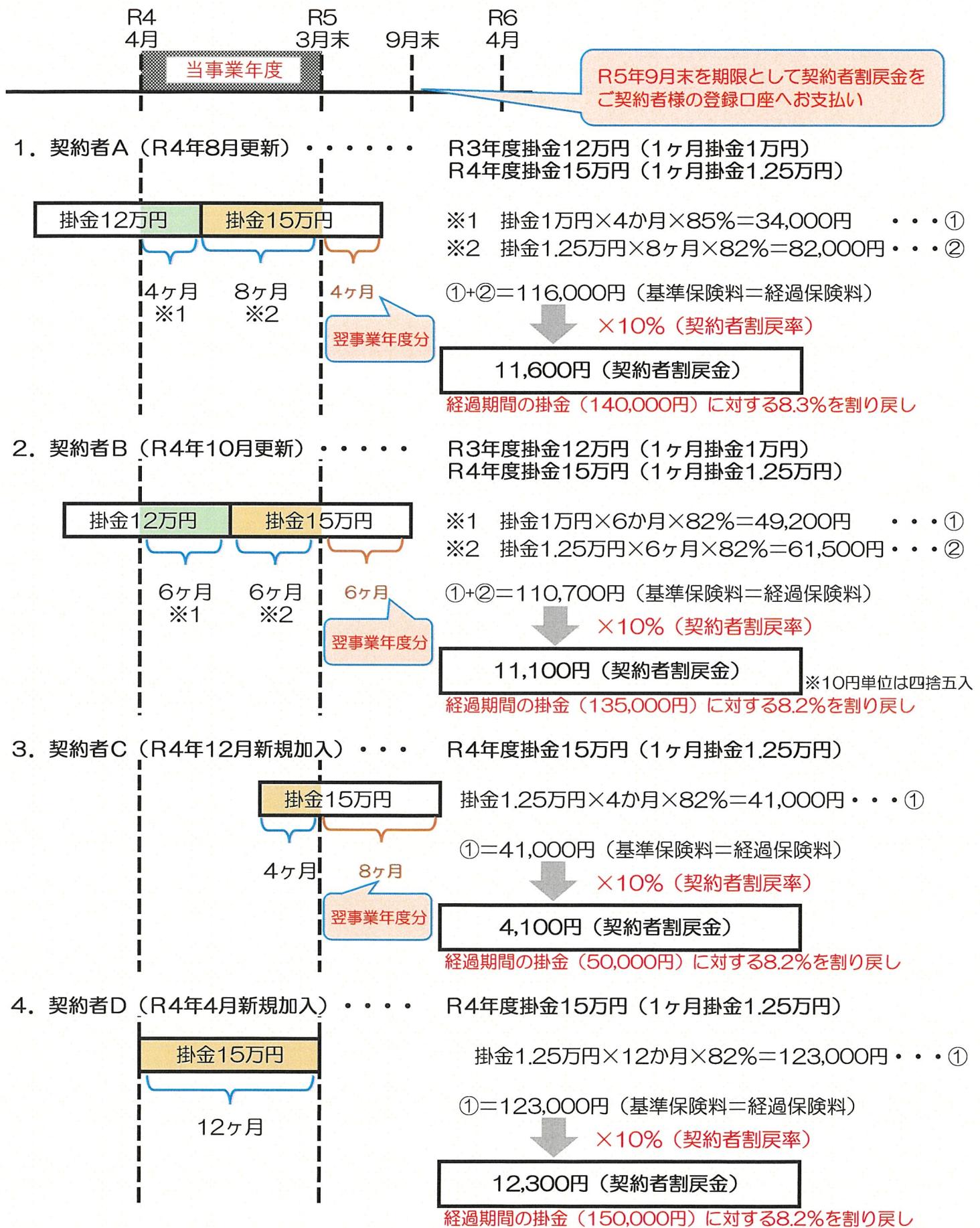
《契約者割戻金制度のイメージ》



《個々のご契約者様に対する割戻金の算出例》

令和4年度の契約者割戻率を10%と仮定して算出

※ 掛金のうち保険料相当分は、R3年10月1日以降の契約開始日の場合82%（R3年9月までは85%）



建設共済保険にご加入の皆様へ

契約者割戻金制度の導入について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当財団の建設共済保険をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当財団は、平成25年に厚生労働省及び国土交通省から特定保険業の認可を取得すると同時に、内閣府の認定を受けて、保険事業ほか2事業を公益目的事業として運営する公益財団法人に移行しました。

それ以降、公益法人に課せられた「収支相償の原則」（収支ゼロないしマイナス）を遵守するため、平成27年度には無事故割引率を2割拡大して掛金負担の低減を図り、平成28年度からは剩余金の計画的な解消策として「労働安全衛生推進事業」を立ち上げて労働安全衛生用品の頒布などご契約者様への還元を行って参りました。

こうした中、今般、「収支相償の原則」を恒久的に満たす新たな仕組みとして、建設共済保険の普通保険約款等の改定を行い、毎年の保険事業の決算における経常収支の剩余金を原資とした「契約者割戻金制度」を**令和4年4月1日より**導入し、令和5年度からお支払いいたします。

今後とも建設共済保険の一層の充実に努めて参りますので、変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

◆契約者割戻金制度とは

毎年の保険事業の決算において、経常収支の剩余金が発生した場合に、その全額を原資として主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した金額をご契約者様に割り戻す制度であり、主なポイントは以下のとおりです。

1. 每年の契約者割戻金の原資となる剩余金は、年度間の衡平性を確保するため、当事業年度を含む過去3ヶ年の平均値を用います。
※平均値が「0」（原資なし）となった年度は、契約者割戻金の支払いはありません。
2. 契約者割戻金の支払いの対象契約は、決算日（3月31日）において有効に成立している契約とします。
3. 契約者割戻の基準となる保険料は、契約者割戻金を支払う保険契約の当事業年度における経過保険料（当事業年度中の保険期間に対応する保険料とし、事業年度を跨る保険料については事業年度ごとの保険料を区分して算出します。）となります。
4. 上記1の過去3ヶ年の剩余金の平均値を、当事業年度における契約者割戻基準保険料の総額で除した値を契約者割戻率とします。
5. 上記3の契約者割戻基準保険料に、上記4の割戻率を乗じた値（10の位を四捨五入して100円単位とします。）が、個々のご契約者様にお支払いする契約者割戻金となります。
※契約者割戻金の額が100円に満たない場合は、契約者割戻金の支払いはありません。
6. 契約者割戻金の支払期限は、年間完成工事高契約および関連事業契約にあっては、翌事業年度の9月末日、共同企業体契約にあっては、共同企業体契約の保険料の精算日が属する事業年度の翌事業年度の9月末日とします。
7. なお、経過措置として、令和2年度および令和3年度の決算に対してもそれぞれ遡及して適用することとし、令和2年4月1日以降に新規加入又は契約更新をした共済保険契約（その更新前の保険契約を含む。）から適用し、令和4年度分とあわせて令和5年度に口座振込にてお支払いいたします。

※次回の契約更新時に、ご契約者様の口座情報の登録などについて改めてご案内いたします。

以上

公益財団法人 建設業福祉共済団

TEL 0120-913-931